

通所型介護予防事業（通所C）について

1 通所型介護予防事業の方針

秋田市では、令和3年度から通所型介護予防事業（以下「通所C」という。）をスクリーニングの場として活用するとともに訪問型介護予防事業（以下「訪問C」という。）の併用を原則としている。

通所Cは短期集中的なかかわりにより、可能な限り元の生活に戻ることができるよう「改善」を促し、「卒業」後は通いの場等で状態を維持することを目指す。

通所C利用後に、フォローアップ指導（令和4年度新規）利用者が自宅で行うトレーニングを含めた生活状況を確認し、アドバイスをを行うなど、セルフケアの支援を行う。

(1) 通所Cをスクリーニングの場へ

通所型サービスを希望する場合は、原則として通所Cを利用することとし、サービス卒業後に、利用者に最適なサービス（地域の通いの場等）を選択できるようにする。

(2) 訪問Cの併用

通所Cによる事業の効果を高めるため、訪問Cを併用することとする。

2 通所C対象者

- ・ デイサービスを希望する新規又は更新の申請があった事業対象者
- ・ デイサービスを希望する新規要支援認定者
（要介護認定者の更新で要支援に変更になった者を含む）
（要支援認定者の更新・区分変更を除く）
- ・ 通所C利用希望者

3 留意点

(1) 地域包括支援センター、ケアマネジャー

- ・ 通所型サービスの利用希望があった場合、原則として通所Cの利用を検討する。

(2) サービス事業者（通所Cの受託事業者）

- ・ 通所Cでは、「改善」につながる効果的なプログラム（個別プログラムを含む）を提供するとともに、「卒業」に向けたセルフケアの支援を行う。
- ・ サービス利用前後の本人の評価結果を評価会議や地域ケア会議等で共有し、今後のセルフケアの支援や介護予防ケアマネジメントの方針に反映させる。

4 介護予防サービス・支援計画書の提出

以下のアからエに示す通所Cの利用が適切でない状態像に当てはまる場合は、デイサービス（従前相当）を利用することとし、介護予防サービス・支援計画書（以下「ケアプラン」という。）の「サービス種別」欄に、アからエのうち当てはまるものを明記し、選択した詳細理由を記載した上で当該ケアプランの写しをデータ分析のため提出することとする。

また、ケアプランに通所Cの利用が適切でない状態の詳細を記載できない場合は、サービス担当者会議の記録も併せて提出することとする。

※総合事業ではない通所リハビリテーションを要支援認定者が利用する場合も、同様にデータ分析を行うためにケアプランを提出することとする。

【通所Cの利用が適切でない状態像】

- ア がん末期
- イ 進行性の疾患（パーキンソン病、脊髄小脳変性症等）
- ウ 認知症（Ⅱa以上）
- エ その他身体的、精神的状態に配慮した通所型サービスの利用が不要なかつ

5 今後の見通し

通所Cの対象者や実施の方向性については、サービス利用実態や介護予防ケアマネジメントが通所型サービスの目的に沿って進められているか評価し、検討していく。